

---

---

# 二つの国際会議に出席して

国立公文書館長

加藤 丈夫 かとう・たけお

---

---

私は2013年の10月にEASTICA、11月にICAという公文書に関する二つの国際会議に出席し、その途中でフランスの公文書館などを訪問した。同年6月に国立公文書館の館長に就任した私にとっては初めての経験で、新しい刺激を受けることが多かったが、会議の詳しい内容は同行の諸氏の報告（別掲）に委ねるとして、ここでは私自身の会議全体の印象と諸施設の訪問や各国の人々との交流の感想をいくつか述べることにしたい。

## 1. ICA(国際公文書館会議)年次会合 開催場所:ベルギー・ブリュッセル

参加者は約100カ国から500名を超える大会議だったが、これだけの規模になると、欧米など公文書管理に関する「先進国」とアフリカ諸国などの「途上国」では、公文書管理の取り組みにも大きな差がある筈だが、会議は三つの分科会に分かれ、それぞれが抱える課題に対応したテーマが設定されているようだった。

私は先進国が直面している課題に関心があったので、総会が開かれたメイン会場の第一分科会に参加したのだが、ここで取り上げられたテーマは次のようなもので、それぞれについて4人のスピーカーが報告を行った後、会場の参加者との質疑応答が行われた。

- ① オープンガバメントとオープンデータ
- ② 記録管理と政府の取り組み
- ③ 法的問題—情報アクセス権とデータ保護の相克
- ④ 情報化時代におけるプライバシーの認識と“忘却の権利”

②の中では、私も「政府の諸活動を現在及び将

来の国民に説明する責務を全うするために—日本政府の挑戦」というテーマでわが国の公文書管理の実情について報告を行った。

個別の内容は省略するが、スピーカーが提起した共通の問題点は、「情報の電子化という大きな流れの中で、“情報の公開と保護”という一見相反する課題にいかに対応するか」ということであり、「これに対して公文書の担当者とはどのような役割を果たすべきか」ということだった。

この問題について、ICA会長のマーティン・ベレンズ氏は、「オープンガバメントやオープンデータというテーマは、これまで情報管理の下流におかれてきたアーカイブズを、その上流に位置づけ直す可能性をもっており、特にオープンデータは、アクセスの概念自体を変え得るものだ」と指摘し、更に他のスピーカーからは「オープンデータは、政府の透明性や効率性を高め、市民の政治参加や経済成長を促進するなどのメリットがある」という主張があった。

ここで興味深いのは、それぞれの国の歴史的な背景や現在の政治状況によって関心の的に違いがあることで、オープンガバメントの推進などにより、情報の公開に力点を置く立場と、情報の保護—特に個人情報の保護をいかにして守るかという点に注力する立場に違いがあることだ。そして、そうした課題に取り組む中で、公文書管理の責任者（アーキビスト）が政府の意思決定にもっと積極的に関与する役割を担うべきだとする意見が多かったのは、わが国におけるこれからのアーキビストのあり方について考えさせられる問題提起だった。

いうまでもなく、記録の管理はプロフェッショナルの仕事であり、国の情報公開が進めばそれに携わる人たちには更に高度な専門的能力が要求されることになるに違いない。そうした流れの中で、わが国のアーキビストの育成にはどんな取り組みが必要なのだろうか。

また、情報の公開と保護について、どのようなバランスを保つべきなのか・・・それは、それぞれの国における政治体制の歴史や現在の情勢によって異なるが、その違いを分ける基になるのは、やはり民主主義の成熟度にあるように思われる。公文書管理の“先進国”と“途上国”という区分もおそらく民主主義の成熟度というか、国民への浸透の深さにあるような気がするのだが、それは日本ではどの程度のレベルにあると思えばよいのだろうか。

そんなことを考えながら聞いていた報告の中で、現在EU諸国では、個人の“忘れられる権利”が大きな問題になっていることを初めて知った。

それは個人にとって知られたくない事実を公の記録から抹消するという主張を認めるか否かという問題だが、これについて、ベルギーのプライバシー委員会のデビュッケラー氏は「最近成立したEUのデータ保護規制は、プライバシーの問題を重視しすぎた結果“忘れられる権利”という名の“怪物”を生み出した」と懐疑的な意見を述べていたし、フランスのアーカイブズ部門の責任者であるルモアン氏は次のように語っていた。

「フランスの法では、伝統的に個人の権利が手厚く保護され公開される情報も限定的だった。そうした背景があって、個人情報の保護とは、記録の内容が個人にとって不利になるような事実を他人に調べられないようにすることだという主張がある。こうした“忘れられる権利”について、まだアーカイブズ界の見解が統一されたわけではないが、プライバシーを保護するために個人名を削除することは記録の内容が変わることを意味する。そのことに対する社会的責任を誰が負うのかを考える必要があるだろう」

私が参加したのは第一分科会だけだったので、他の分科会の報告を聞く機会はなかったが、最終日に、ICA事務局のターナー氏からそれぞれの分科会における報告とそれに関する質疑について次のような総括があった。

- ・ウィキリークス問題やスノーデン事件を受けて、公文書の管理に携わる専門家としてのあり方が問われていること。
- ・情報公開を進めることでもたらされる負の効果にも注目する必要があること。
- ・テクノロジーの進歩についていくこと。
- ・法律家やIT技術者など他の分野の専門家との協調を通じた多角的なアプローチが重要であること。

こうした指摘や、レセプションの場での各国の参加者との対話を通じてわが国の現状を考えると、私がいる「国立公文書館」としても、これから取り組む課題が多いことを実感したし、それが今回の会議に出席した収穫だったように思う。

なお、ブリュッセルでは会議とは別に、市内にある「王宮アーカイブズ」を訪問し、ベルギー王室に関する資料を参観する機会を得た。

## 2. フランス国立公文書館

ICAの年次会合の終了後パリに向かい、フランスの国立公文書館を訪問した。

今回訪ねたのはパリ館とピエールフィット館の二つだが、フランスの公文書館はこの他にフォンテンブロー館があり、それぞれの概要は次の通りだ。

### パリ館

フランス革命以前の公文書とパリの公証人の記録を保管している。

ここはパリ市内の昔の貴族の館を利用した施設で、フランス革命における「人権宣言」やメートル原器をはじめ貴重な歴史的資料が収められている。館内には居住していた貴族の美しい家具や調度品も展示されており、広間ではコンサートも開催されるとのこと。

また、当館では子供向けの教育プログラムに力を入れており、小学生を対象に歴史や古文書の学習や印鑑作成のワークショップなどを開いて、年間約1万2千人の来館があるという。

### ピエールフィット館

パリの郊外に2013年にオープンしたばかりの最新鋭の設備を備えた新館で、フランス革命以降の公文書と私文書を保管している。収蔵棚の長さは360km（国立公文書館は72km）、現在使用しているのは200kmで、今後約30年分の受け入れが可能だという。

また、受け入れた文書の目録やカタログについてはすべて電子化しており、閲覧ではオンライン上の“目録部屋”で検索して資料請求をすることになっているが、資料のデジタル化はまだ全体の1%程度で、「時間がかかるので優先テーマではない」という説明だった。

### フォンテンブロー館

電子文書、視聴覚文書、（主として）建築関係の私的文書を保管している。

私は、公文書館の役割には、①人々の暮らしや生き方に影響を及ぼす国や自治体の施策の内容とそれが決定された経過を“証拠として”保存すること。②歴史的な資料によってその国の伝統やそこで培われた文化を理解し、国民としてのアイデンティティを確認することの二つにあると考えているが、フランスでは②の役割をパリ館が、①の役割をピエールフィット館とフォンテンブロー館が担い、全体として“総合的な歴史資料館”として成り立っている。

パリ館見学の後、館内でICAの会合で知り合ったフランスのアーカイブズ部長であるルモアン氏と両国の公文書管理の現状と課題について意見交換を行った。

フランスの公文書管理体制の中で、私が関心を持ったのは「ミショネール」という専門家の存在だが、その役割は次のようなものだ。

ミショネールは、国の機関である「文化遺産総局文書館局」に所属する高度な文書管理の専門家で、各行政機関に派遣され、文書館局と連携しながら文書管理を行うが、その立場は文書館局の職員であると同時に派遣先の文書管理責任者でもある。その役割として、例えば、各行政機関の職員は自分が保有している文書をミショネールに登録し、それを元に当機関全体の文書リストが作成される。現用文書の利用期間や移管／廃棄の取り扱いは、各行政機関とミショネールとの合意によって決定され、移管文書については、その目録と内容の概要を移管元の行政機関が作成し、それをミショネールが確認した上で国立公文書館に送付することになっている。

通訳を介しての短時間の懇談なので、先方の説明を十分に理解できたかどうか些か心許ないのだが、ミショネールの特徴は、国の文書館局という後ろ盾と法的な権限を持ちながら、現場に最も近いところで実際の文書管理を行うことにあり、ここが、今後わが国の公文書管理を考える上で参考にすべきポイントのように思う。



ルモアン フランス文化通信省文化遺産総局フランス省庁間アーカイブズ部長と

### 3. EASTICA (ICA 東アジア地域支部) 総会 開催場所: 中国・成都

今回参加したのは、日本・中国・韓国・モンゴル・マカオ・香港・北朝鮮で、主催国である中国からは50名を超える参加者があり（お祭り気分も

ある) 大規模な集会となった。

今回の総会のテーマは「デジタルアーカイビング計画から実施まで」だったが、日本、韓国、モンゴル、マカオ、中国からそれぞれの国の現状と課題について報告が行われた。日本が行った報告のテーマと発表者は次の通りだ。

- ・日本におけるデジタルアーカイブ及び電子記録のアーカイビングに関する取り組み  
(国立公文書館・風間吉之)
- ・アジア歴史資料センターにおけるデジタルアーカイビング (アジ歴・濱田幸夫)

この中で私が興味を持ったのは中国と韓国からの報告で、中国では2002年にITに基づくアーカイブシステムの国家開発計画を発表し、いくつかの都市に他の模範例となるデジタルアーカイブ構築のための5か年計画の策定を指示したこと。中央政府は2011年から明朝・清朝・中国政府の歴史的文書のデジタル化に4億元(約65億円)の資金の使用を決定したことなど、デジタルアーカイブ構築に対する国の積極的な姿勢が窺えた。

また韓国では、国の重要なイベントについて、現在「国家記録院」が関連文書、出版物、図画、書簡といったテキスト記録の他に写真、動画などの視聴覚記録を統合して、一般のアクセスができるサイトを作成しているという。

こうした報告を聞いて、中国と韓国がそれぞれの政治情勢を背景に、公文書管理を“重要な国家戦略”と位置付けていることがよく分かった。

また今回の総会の関連イベントとして、成都にある四川省の公文書館とその近郊にある双流県と都江堰市の公文書館の見学会があった。中でも四

川省の公文書館は一地方の施設でありながら、所蔵する文書量はわが「国立公文書館」とほぼ同じ約130万冊、建屋の規模は二倍を超える広さで、中国の建国の経過と四川省の発展の歴史を紹介する豪華な展示室が印象的だった。館長の話では、「ここは愛国主義教育の基地でもある」とのことだったが、見学した他の公文書館も似たようなもので、ここにも“中国らしさ”があるという感じだった。

なお、会議の最終日に行われた総会では、「これからはEASTICAの会員が国際的な協力によってアーカイブズの知識と文化を広める努力をすること」を表明し、

①2015年のEASTICAの総会を日本(九州)で開催すること、②2016年のICAの総会を韓国で開催することを確認した。

最後に、印象的だったのは、会場となった成都の史跡や“食”の豊かさで、会議の空き時間に訪問した「杜甫の草堂」は漢詩の聖人を偲ばせるものだったし、主催者の招宴では「食は四川にあり」を実感させる料理を堪能した。



韓国国家記録院長等と